

家庭ごみの出し方

○ごみは夜出さず、収集日の朝8時までに出してください。(ごみの収集は朝8時から始まります。)
 ○指定袋は、口をしっかりと結んで出してください。(ひもやガムテープ等は、使用しないこと。)

※あなたの収集日(曜日)を記入しましょう。

燃えるごみ

指定袋 燃えるごみ

プラスチック製品 (玩具・バケツ・ハンガー・植木鉢等)
 生ごみ・貝殻 (水気をよく切る)
 使い捨てライター
 靴・革製品
 使い捨てカイロ 保冷剤・乾燥剤
 天ぷら油 (紙・布にしみこませる)
 衣類
 板・枝類 ビニールホース (長さ50cm以下、太さ10cm以下に切る。)
 水洗いしても汚れの落ちないプラスチック容器
 食用油 歯磨きチューブ 化粧品
 マヨネーズ レトルトパック

毎週 曜日

燃えないごみ

指定袋 燃えないごみ

金物
 ガラス類・陶器類 (割れたもの、刃物は新聞紙に包む。)
 小型家電製品 (コードを根元から切る。)
 乾電池・ボタン電池 (テープで両極を絶縁する。)
 電球・蛍光灯
 塗料
 化粧品
 水洗いしても汚れの落ちないびん・ガラス容器

毎月 第 曜日

資源ごみ

指定袋 資源ごみ

缶
 アルミマーク
 スチールマーク
 王冠
 お菓子の缶
 フシュコ
 スプレー缶は、必ず中身がないことを確認した後、屋外の火の気のない風通しのよい場所で大きめの穴をあける。
 ごみを取る。中を水洗いする。

毎月 第1回目

資源ごみ

指定袋 資源ごみ

びん
 飲食用のびん
 ワンカップ
 キャップや栓を取る。中を水洗いする。
 汚れの落ちないびんは「燃えないごみ」へ。キャップや栓については、木製の物は「燃えるごみ」、金属製の物は「缶」、プラスチック製の物は「プラスチック製容器包装」へ。

毎月 第2回目

資源ごみ

指定袋 資源ごみ

紙製容器包装
 このマークに限りです。
 紙マーク
 紙パック
 段ボール
 新聞
 雑誌・チラシ
 紙パック、段ボール、新聞、雑誌・チラシは、このマークに限りです。

毎月 第3回目

資源ごみ

指定袋 資源ごみ

プラスチック 2種類に分別
 プラマーク
 ペットマーク
 水洗いする。
 油など汚れの落ちない物は「燃えるごみ」へ。
 キャップやラベルは「プラスチック製容器包装」へ。
 このマークに限りです。
 中を水洗いする。

毎月 第2回目

収集場に出せないごみ

自己搬入できるごみ

粗大ごみなど
 マットレス
 タンス
 ベッド
 食器棚
 自転車
 土砂・砂利
 ブロック、レンガ (園芸用のもの)
 物干し台
 油圧ジャッキ
 自己搬入できない場合は有料で収集します。市役所まちづくり支援課窓口で処理券を購入して予約してください。
 <料金>
 120cm以上の長さのあるもの1個につき1,000円(消費税が加算されます)
 全ての辺が120cm未満のもの1個につき500円(消費税が加算されます)

一時多量ごみ
 大掃除や引越して出たごみ、草木などは、自己搬入するか一般廃棄物処理業者に依頼してください。

事業系一般ごみ
 商店・飲食店・事業者等から出る一般廃棄物は、自己搬入するか一般廃棄物処理業者に依頼してください。

収集場に出せないごみ

処理できないごみ

エアコン・テレビ
 冷蔵庫・冷凍庫
 洗濯機
 衣類乾燥機
 エアコン
 ブラウン管テレビ
 液晶テレビ
 プラズマテレビ
 有機ELテレビ
 冷蔵庫
 冷凍庫
 洗濯機
 衣類乾燥機

パソコンディスプレイ
 パソコンはメーカーなどにより、リサイクルされますので処理できません。販売店、メーカーなどにお問い合わせください。
 デスクトップパソコン(本体)
 ノートパソコン
 CRTディスプレイ
 液晶ディスプレイ
 一体型パソコン

危険物など
 処理できません。購入先や処理専門業者に処理を依頼してください。
 バイク
 ホイール、タイヤ
 農業・劇薬
 廃油類
 農機具
 消火器
 事業系の土砂・コンクリート・その他破砕不適な物。

産業廃棄物
 建築廃材・農業用ビニール・廃プラなどは産業廃棄物処理専門業者に依頼してください。農業用ビニール等はJA(農協)にご相談ください。

令和8年度家庭ごみ収集日程表(2026年4月1日~2027年3月31日) ~旧十和田市地区~

燃えるごみの収集日程

(12月30日~1月3日を除いて、祝日・休日も収集します。)

収集地区名	曜日
稲生町、西一~三番町、西十一~十三番町、西二十一~二十三番町、元町西一~六丁目、元町東一~五丁目、一本木沢一・二丁目、ひがしの一・二丁目、大字三本木字一本木沢・北平・上平・下平(稲生団地を除く)・千歳森・西金崎・本金崎・間遠地・中瓶・矢神・佐井幅・沢幅、大字赤沼、大字切田、大字深持、大字洞内、大字大沢田、大字立崎、大字馬洗場、大字八斗沢、大字豊ヶ岡、大字相坂字高清水	毎週月・木
穂並町、西四~六番町、西十四~十六番町、東一~六番町、東十一~十六番町、東二十一~二十四番町、大字三本木字稲吉・牛泊・里ノ沢・下平の一部(稲生団地)・並木西・西小稲・野崎・東小稲、大字藤島、大字伝法寺、大字米田、大字大不動、大字滝沢、大字相坂(字高清水を除く)	毎週火・金

~ごみ処理施設への自己搬入~

ごみの種類ごとに計量・精算しますので、分別して搬入してください。

料 金(平成24年4月1日改正)
 家庭ごみ 10kgごとに 20円
 事業系一般ごみ 10kgごとに100円

受付時間:午前8時30分~午後4時30分
 受付日:祝日・休日を除く毎週月~土曜日
 ※12月29日~1月2日は休業日

日曜日の受付日

日	月	火	水	木	金	土
4月5日	8月2日	12月6日				
5月3日	9月6日	1月3日				
6月7日	10月4日	2月7日				
7月5日	11月1日	3月7日				
令和8年度の追加受付日						
12月27日	3月28日					

1月の収集日にご注意ください!

1月の「燃えないごみ」と「資源ごみ」の収集日程は次のとおりです。

第1回目の曜日は、4日(月)~ 8日(金)
 第2回目の曜日は、11日(月)~ 15日(金)
 第3回目の曜日は、18日(月)~ 22日(金)
 第4回目の曜日は、25日(月)~ 29日(金)

1月の燃えないごみ・資源ごみカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

燃えないごみの収集日程 ※12月25日~1月3日は収集しません。

収集地区名	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東二十一~二十四番町、大字三本木字牛泊・里ノ沢・下平の一部(稲生団地)	第1回目の月	6	4	1	6	3	7	5	2	7	4	1	1
西四~六番町、西十四~十六番町、大字三本木字西小稲・並木西	第2回目の月	13	11	8	13	10	14	12	9	14	11	8	8
元町西一~六丁目、大字三本木字上平・千歳森、大字洞内(ただし、字千刈田・樺沢・樋口・芦沢・樽石・深沢平・上羽立・下羽立・小田・森田野・豊良・五十貫田・希望ヶ丘を除く)	第1回目の火	7	5	2	7	4	1	6	3	1	5	2	2
稲生町、西三番町、西十三番町	第2回目の火	14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9
大字三本木字間遠地・中瓶・矢神・沢幅、大字深持、大字洞内の一部(字芦沢・樽石・深沢平・上羽立・下羽立・小田・森田野・豊良・五十貫田・希望ヶ丘)	第3回目の火	21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16
東三番町、東十三番町、大字三本木字稲吉・野崎	第1回目の水	1	6	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
元町東一~五丁目、一本木沢一・二丁目、ひがしの一・二丁目、大字三本木字一本木沢・北平・下平(稲生団地を除く)、大字切田	第2回目の水	8	13	10	8	12	9	14	11	9	13	10	10
穂並町、東四~六番町、東十四~十六番町、大字三本木字東小稲	第1回目の木	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
東一・二番町、東十一・十二番町	第2回目の木	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11
大字米田、大字滝沢、大字大不動、大字伝法寺、大字藤島	第3回目の木	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18
大字相坂(字高清水を除く)	第4回目の木	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25
西二番町、西十二番町、西二十二番町、大字大沢田、大字立崎、大字馬洗場、大字八斗沢、大字豊ヶ岡、大字洞内の一部(字千刈田・樺沢・樋口)、大字相坂字高清水	第1回目の金	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
西一番町、西十一番町、西二十一番町	第2回目の金	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12
西二十三番町、大字三本木字西金崎・本金崎・佐井幅、大字赤沼	第3回目の金	17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19

資源ごみの収集日程 ※12月29日~1月3日は収集しません。

収集地区名	種類	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東一・二番町、大字藤島、大字伝法寺、大字米田、大字大不動、大字滝沢	缶	第1回目の月	6	4	1	6	3	7	5	2	7	4	1	1
	びん・プラスチック	第2回目の月	13	11	8	13	10	14	12	9	14	11	8	8
	紙	第3回目の月	20	18	15	20	17	21	19	16	21	18	15	15
	プラスチック	第4回目の月	27	25	22	27	24	28	26	23	28	25	22	22
西一・二番町、西十一・十二番町、西二十一・二十二番町、大字大沢田、大字馬洗場、大字立崎、大字八斗沢、大字豊ヶ岡、大字洞内の一部(字千刈田、樺沢、樋口)、大字相坂字高清水	缶	第1回目の火	7	5	2	7	4	1	6	3	1	5	2	2
	びん・プラスチック	第2回目の火	14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9
	紙	第3回目の火	21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16
	プラスチック	第4回目の火	28	26	23	28	25	22	27	24	22	26	23	23
稲生町、穂並町、東四~六番町、東十一・十二番町、東十四~十六番町、東二十一~二十四番町、西三~六番町、西十三~十六番町、西二十三番町、元町西一~六丁目、大字三本木字東小稲・西小稲・並木西・西金崎・本金崎・矢神・中瓶・佐井幅・沢幅・間遠地・上平・千歳森、大字赤沼、大字深持、大字洞内(字千刈田・樺沢・樋口を除く)、大字相坂(字高清水を除く)	缶	第1回目の水	1	6	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
	びん・プラスチック	第2回目の水	8	13	10	8	12	9	14	11	9	13	10	10
	紙	第3回目の水	15	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17
	プラスチック	第4回目の水	22	27	24	22	26	23	28	25	23	27	24	24
東三番町、東十三番町、大字三本木字牛泊・稲吉・里ノ沢・野崎・下平の一部(稲生団地)	缶	第1回目の木	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
	びん・プラスチック	第2回目の木	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11
	紙	第3回目の木	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18
	プラスチック	第4回目の木	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25
元町東一~五丁目、一本木沢一・二丁目、ひがしの一・二丁目、大字三本木字一本木沢・下平(稲生団地を除く)・北平、大字切田	缶	第1回目の金	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
	びん・プラスチック	第2回目の金	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12
	紙	第3回目の金	17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19
	プラスチック	第4回目の金	24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26

ごみが残されていたときは?
 ・黄色いシールが貼られていませんか? 指定日以外に出している、分別が間違っているなど、収集しない理由をシールでご確認ください。次の指定日に出しなおす際は、袋を替えて出すか、シールを切り取り、切り口をガムテープ等で補修してください。シールが貼られた状態では収集されません。
 ・指定日の朝8時以降にごみを出していませんか? 収集は朝8時から始まりますので、必ず朝8時までにごみを出してください。なお、収集時刻は天候やごみの量などにより、いつも同じとは限りません。ご理解とご協力をお願いします。



パソコンの処分 リチウム蓄電池の処分 ごみ分類表はこちら

ごみアプリもご利用ください!(無料)

Android版 iOS版

問い合わせ先

家庭ごみは自己搬入することができます。(ごみの種類ごとに料金を徴収いたします。)
 詳しい分別方法については、ごみ分類表を参照してください。

十和田市まちづくり支援課 ☎(0176) 51-6726
 十和田地域広域事務組合 ☎(0176) 28-2654
 (十和田ごみ焼却施設・十和田粗大ごみ処理施設)

◎この印刷物は古紙を配合した再生紙を使用しております。

◎この印刷物は古紙を配合した再生紙を使用しております。